令和８年度（2026 年度）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱

第１　目的

道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成 27 年７月 10 日付け高福第 543 号。以下「実施要綱」という。）により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業、都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業、中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業、介護施設等の集約・再編支援事業、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舎施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、平成 26 年９月 12 日付け老発 0912 第１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　交付金の交付の対象

この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。ただし、他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の全部又は一部を負担若しくは補助されている場合を除く。

１　地域密着型サービス等整備等助成事業

実施要綱第２の２により市町村が作成する地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備計画、都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進計画、中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング計画、介護施設等の集約・再編計画（以下「地域密着型サービス施設等整備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

実施要綱第３の２により市町村が作成する介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 導入計画及び介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発計画（以下「介護施設等の施設開設準備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業

実施要綱第４の２により市町村が作成する定期借地権利用整備計画に基づき、事業者が実施する用地確保に係る事業に対し市町村が補助する事業。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

実施要綱第５の２により市町村が作成するユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

５　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

実施要綱第６の２により市町村が作成する簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画（以下「簡易陰圧装置の設置計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

６　介護職員の宿舎施設整備事業

実施要綱第７の２により市町村が作成する介護職員の宿舎施設整備計画に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

第３　交付対象者

交付金の交付の対象となる者は、市町村とする。

第４　交付対象経費

この交付金の対象経費は、別表１の各表の第３欄に掲げる経費とする。

第５　交付基準額及び交付率

この交付金の交付基準額及び補助率は、別表１の各表の第２欄及び第４欄に掲げるものとする。

第６　交付金の算定方法

交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、複数年で整備する事業に係る交付金の交付額は、整備初年度における介護サービス提供基盤等整備事業に係る交付金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が認めた額とする。

１　地域密着型サービス等整備等助成事業

地域密着型サービス等整備等助成事業に係る交付額は、地域密着型サービス施設等整備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業に係る交付基準額は、地域密着型サービス施設等整備計画等に記載された施設等につき、別表１(1)の第２欄に定める額（1,000 円未満切捨）とする。

(2) 別表２の第１欄に定める各法律に基づく事業として同表第２欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に同表第３欄に定める率を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(4) (1)から(3)により得た額と、別表１(1)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付額は、施設開設準備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付基準額は、施設開設準備計画等に記載された施設等につき、別表１(2)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) (1)及び(2)により得た額と、別表 1(2)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付額は、定期借地権利用整備計画ごとに、次により算出する。

(1) 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付基準額は、定期借地権利用整備計画に記載された施設等につき、別表１(3)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(3)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(3)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付額は、ユニット化整備計画等ごとに、次により算出する。

(1) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付基準額は、ユニット化整備計画等に記載された施設等につき、別表１(4)の第２欄に定める額とする。

(2) 別表２の第１欄に定める各法律に基づく事業として同表第２欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1)により算定した額に同表第３欄に定める率を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）を加算することができるものとする。

(4) (1)から(3)により得た額と、別表１(4)の第３欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

5　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付基準額は、簡易陰圧装置の設置計画等ごとに、次により算出する。

(1) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付基準額は、簡易陰圧装置の設置計画等に記載された施設等につき、別表１(5)の第２欄に定める額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(5)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(5)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

6　介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付額は、介護職員の宿舎施設整備計画ごとに、次により算出する。

(1) 介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付基準額は、介護職員の宿舎施設整備計画に記載された施設等につき、介護職員１定員当たりの延べ床面積が 33 ㎡を下回る場合には、実際の当該建築面積の宿舎整備に要する額とし、介護職員１定員当たりの延べ床面積が 33 ㎡を上回る場合には、実際の当該建築面積における、基準面積 33 ㎡に宿舎定員数を乗じた面積の割合を、整備に要する費用に乗じて得た額とする。

(2) 事業を実施する市町村が、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨）を加算することができるものとする。

(3) 第６の１に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(6)の第３欄のアに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 第６の２に該当する事業である場合は、(1)及び(2)により得た額と、別表１(6)の第３欄のイに定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第７　交付金の交付の申請

１　交付金の交付を受けようとする市町村は、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して北海道知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（1）経費の配分調書（別記第２号様式）

（2）事業予算書（別記第３号様式）

（3）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金申請額算出調書（別記第４号様式）

（4）介護サービス提供基盤等整備事業計画書（別記第５号様式）

（5）別に指示する様式

２　補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（1）提出期限　別に指示する日

（2）提出先　　保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（書類の提出は、総合振興局又は振興局保健環境部保健行政室、社会福祉課、又は地域保健室を経由して行うこととする。（政令指定都市・中核市の場合を除く。））

３　交付金の交付の申請をしようとする者は、交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該交付金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第８　交付金の交付の決定等

知事は、交付金の交付の申請があったときはその内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

第９　交付金の交付の条件

知事は、交付金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

１　市町村が実施する介護サービス提供基盤等整備事業に対して交付金を交付する場合

（1）交付事業を実施するために必要な調達を行う場合には、道の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

（2）地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成 26 年９月 12 日老発 0912 第１号老健局長通知)、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号)、令和８年度（2026 年度）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱（令和８年４月１日付け高福第 3635 号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

（3）介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

（4）交付事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の

いずれかに該当するときは、この限りではない。

ア　当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の１を超えないとき。

イ　交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(5) 交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(6) 交付事業が期限までに完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(7) 交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(8) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(9) 前項の命令に違反したときは、当該交付事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

(10) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

(11) 交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

(12) 交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(13) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この交付金にかかる消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(14) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(15) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業の成果が適合しないときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

(16) 交付事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、交付事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(17) 交付事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合はこの限りではない。

(18) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(19) 前項に定める場合を除くほか、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

(20) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(21) 交付事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(22) この交付事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を道に納付しなければならない。

(23) 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア　この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　交付事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

オ　前各号に掲げる場合のほか、交付事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(24) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付

の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

（25）交付金の返還を命ぜられ、当該交付金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

（26）(7)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

２　市町村が介護サービス提供基盤等整備事業を行う事業者に対して補助金を交付する場合

（1）地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成 26 年９月 12 日老発 0912 第１号老健局長通知)、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号)、令和８年度（2026 年度）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱（令和８年４月１日付け高福第 3635 号保健福祉部長決定）及びこの交付金の決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

（2）介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

（3）交付事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア　当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の１を超えないとき。

イ　交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

（4）交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

（5）交付事業が期限までに完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（6）交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

（7）この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

（8）前項の命令に違反したときは、当該交付事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

（9）この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することが

ある。

(10) 交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

(11) 交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(12) 市町村は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(13) 市町村は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

　また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(14) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業の成果が適合しないときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

(15) 交付事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、交付事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(16) 市町村が補助事業者に対して、この交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア　補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ　介護サービス提供基盤等整備事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ　交付事業の内容を変更するときは、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(ｱ) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 10 分の１を超え

ないとき。

(ｲ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

エ　交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市町村長の承認を受けなければならない。

オ　交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

カ　交付事業が期限までに完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

キ　交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市町村長に提出し、また、市町村の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

ク　この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

ケ　前項の命令に違反したときは、当該交付事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

コ　この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

サ　交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を市町村長に提出しなければならない。

シ　交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を市町村長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

ス　この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業の成果が適合しないときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。

セ　交付事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ソ　市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

タ　前項に定める場合を除くほか、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市町村に納付させることがある。

チ　この交付事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

ツ　交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

テ　交付事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ト　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が明らかにならない場合又は０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度の６月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

ナ　次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

(ｱ)　この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

(ｲ)　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

(ｳ)　交付事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(ｴ)　交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

(ｵ)　前各号に掲げる場合のほか、交付事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市町村長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

ニ　交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市町村に納付しなければならない。

ヌ　交付金の返還を命ぜられ、当該交付金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により市町村の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

ネ　キの遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると

認めるときは、報告を求め、又は市町村の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(17) (16)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(18) (16)のソにより、補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(19) (16)のトにより、補助事業者から交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(20) 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア　この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　交付事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　前各号に掲げる場合のほか、交付事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(21) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(22) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(23) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

第 10　申請の取下げ

1　交付金の交付の決定を受けた市町村（以下「交付事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第７号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

2　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 11　事情変更による交付の決定の取消し

1　知事は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　知事が１の規定により交付金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 交付事業者が交付事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、交付事業に要する経費のうち交付金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により交付事業を遂行することができない場合（交付事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

第 12　補助事業の遂行

交付事業者は、法令の定め並びに交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業を行わなければならず、交付金の他の用途への使用をしてはならない。

第 13　補助事業の変更

交付事業者は、補助事業等変更承認申請書（別記第８号様式）に第７の１に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

1　当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の 1 を超えないとき。

2　交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

第 14　交付事業等の中止又は廃止

交付事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第９号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

第 15　交付事業の執行の遅延又は不能

交付事業者は、交付事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 10 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 16　補助事業の状況報告等

交付事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第 17　交付事業の遂行等の命令

交付事業者は、この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

第 18　工事完成届

交付事業者は、交付事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 19　実績報告等

１　交付事業者は、交付事業が完了したとき又は交付事業の廃止の承認を受けたときは、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の４月９日のいずれか早い日までに、次により補助事業等実績報告書（別記第 12 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

（1）事業精算書（別記第 13 号様式）

（2）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金精算書（別記第 14 号様式）

（3）介護サービス提供基盤等整備事業実績書（別記第 15 号様式）

（4）別に指示する様式

２　交付事業者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　交付事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第６号様式によりその金額（実績報告において、２により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 20　交付金の額の確定

知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

第 21　交付の決定の取消し

1　知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに交付金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請または虚偽の実績報告により交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 交付事業に関して不正に他の交付金等（道以外の者が交付事業者に対して交付する交付金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

(5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、交付事業に関して、交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2　1の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 22　交付事業に関する帳簿及び書類

1　交付事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、交付事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

2　1により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。

(1) 帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他終始状況を確認できる書類

(2) 契約書、入札関係書類

(3) 台帳、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類

(4) 日誌、写真、その他補助事業の履行状況が確認できる書類

(5) 交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

第 23　財産の管理等

交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第 24　財産の管理等

交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに１件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具等）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間は、あらかじ

め知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

第 25　電子メールによる申請等

　市町村は、交付金の交付の申請、届出、その他この交付事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を次の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことが出来る

【電子メールアドレス】hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp

第 26　書類の提出部数

　北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、本要綱により知事へ提出する書類の部数は 1 部とする。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。